

宮崎大学農学部評価委員会規程

平成 19 年 2 月 20 日
制 定

改正 平成 19 年 5 月 15 日 平成 20 年 9 月 16 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学農学部に、宮崎大学農学部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 55 条及び第 56 条の規定に基づき、農学部における中期目標・中期計画、認証評価、外部評価及び教員個人の自己点検評価に基づく教育、研究、社会貢献、診療業務等及び管理運営、その他学部運営全般について、点検・評価の実施に関する基本事項について審議する。

(任務)

第 3 条 委員会の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 学部長の諮問に関すること。
- (2) 法人評価、認証評価及び外部評価の実施に関すること。
- (3) 教員の自己点検・評価の企画、実施に関すること。
- (4) 評価結果等の公表に関すること。
- (5) 点検・評価に係る情報の発信及び広報に関すること。
- (6) 組織の自己点検・評価に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（評価担当）
- (2) 副学部長（教務担当）
- (3) 副学部長（研究担当）
- (4) 各学科から選出された教員 1 人
- (5) 附属施設を代表する教員 1 人
- (6) 学部長推薦による教員 3 人以内
- (7) 事務次長

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、副学部長（評価担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副学部長（教務担当）及び副学部長（研究担当）をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員会の業務を掌理する。

5 委員長に事故あるときは、いずれかの副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第 7 条 委員会が、必要と認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(結果の報告及び公表)

第 8 条 評価結果等については、学部長に報告するものとし、学部長は、必要に応じて評価結果を教授会等に報告するとともに、刊行物、ホームページ等によって学内外に公表するものとする。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営および任務に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部評価室規程（平成 17 年 3 月 15 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。